

21 総防管第1112号  
21 福保医救第770号  
21 救管 第369号

## 東京都メディカルコントロール協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8の規定に基づき、知事の附属機関である東京都メディカルコントロール協議会(以下「協議会」という。)を設置するとともに、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の目的)

第2条 協議会は、消防機関による救急業務としての傷病者(消防法第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下同じ。)の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るとともに、救急隊員(救急救命士を含む。以下同じ。)の資質を向上し、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保障することにより、傷病者の救命効果の向上を図ることを目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 消防法第35条の5に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に係る基準(以下「実施基準」という。)に関すること。
- (2) 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 救急活動に対する医学的観点からの事後検証に関すること。
- (4) 救急活動を行う救急救命士に対する指示体制並びに救急隊員に対する指導及び助言体制に関すること。
- (5) 救急処置基準等の策定に関すること。
- (6) 救急隊員に対する教育等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送と受入れの実施に関し東京都が必要と認める事項及び病院前救護体制の質の向上に関するこ。

### (協力要請等)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

2 協議会は、知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び受入れの実施に関し必要な事項について、意見を述べることができる。

### (組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる者につき知事が委嘱する委員30人以内を

もって組織する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の選任及び権限)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第8条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員会)

第9条 専門的事項を協議するため、協議会に専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、消防法第35条の8第2項各号に掲げる者のうちから、会長の推薦により知事が委嘱する。

3 専門委員会は、一の専門委員会につき、委員20名以内をもって組織する。

4 委員は、専門委員を兼ねることができる。

5 専門委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議等の公開)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録は、公開とする。ただし、出席委員の発議により、出席委員の過半数で決したときは、公開しないことができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、協議会にその委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務等)

第12条 協議会の庶務は、総務局総合防災部、保健医療局医療政策部及び東京消防庁救急部が共同で処理する。

2 協議会の庶務の取りまとめは、東京消防庁救急部が行う。

3 協議会の経費に係る予算は、総務局が計上し、保健医療局及び東京消防庁が総務局から執行委任を受けて処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に

については、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月30日から施行する。
- 2 東京都メディカルコントロール協議会設置要綱（14総災応第1038号、14健医救第329号、14救管第219号（平成14年10月10日施行））。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱の規定により設置した東京都メディカルコントロール協議会の所掌事務に関するものは、協議会が承継する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日から令和5年6月30日までの間、第12条第1項中「保健医療局医療政策部」とあるのは「福祉保健局医療政策部」と、同条第3項中「保健医療局」とあるのは「福祉保健局」と、別表中「保健医療局長」とあるのは「福祉保健局長」と、「保健医療局医療政策部長」とあるのは「福祉保健局医療政策部長」と読み替えて適用する。

#### 別 表

協 議 会 の 委 員	
1	次に掲げるもののうちから消防総監が総務局長及び保健医療局長と協議し決定した者
	(1) 次に掲げる機関を代表する者
	ア 東京都医師会
	イ 三次救急医療機関
	ウ 二次救急医療機関
	エ 東京都救急医療対策協議会
	(2) 学識経験を有する者
	(3) その他知事が必要と認める者
2	次に掲げる職にある者
	(1) 総務局総合防災部長
	(2) 保健医療局医療政策部長
	(3) 東京消防庁救急部長
	(4) 稲城市消防本部消防長
	(5) 大島町消防本部消防長

(6) 三宅村消防本部消防長

(7) 八丈町消防本部消防長